

教育委員会会議録

平成27年3月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会会議録
(平成27年3月定例会)

- 1 日 付 平成27年3月13日（金）
- 2 場 所 海老名市役所701会議室
- 3 出席委員 教育委員長 海野 恵子 教育委員 平井 照江
教育委員 岡部 二九雄 教育委員 松樹 俊弘
教育長 伊藤 文康
- 4 出席職員 教育部長 萩原 圭一
参事兼教育総務課長 金指 太一郎 参事兼学校教育課長 飛矢崎 義基
参事兼教育指導課長 鷺野 昭久 学校教育課食の創造館担当課長兼食の創造館長 飯島 昭
教育指導課教育支援担当課長 成岡 誠司 教育指導課児童育成担当課長 加藤 展子
- 5 書 記 教育総務課庶務係長 佐藤 哲也 教育総務課主任主事 上條 加奈子
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
 - 日程第1 報告第1号 海老名市いじめ防止条例の制定に関する「意見の申し出」について
 - 日程第2 議案第2号 海老名市教育委員会会議規則の一部改正について
 - 日程第3 議案第3号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について
 - 日程第4 議案第4号 海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について
 - 日程第5 議案第5号 海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について
 - 日程第6 議案第6号 海老名市教育委員会公告式規則の一部改正について
 - 日程第7 議案第7号 海老名市教育委員会傍聴規則の一部改正について

日程第8 議案第8号 海老名市教育委員会公印規程の一部改正について

日程第9 議案第9号 公会計制度及び学校徴収金の充実に係る報告書について

日程第10 議案第10号 県費負担教職員の人事異動について（非公開事件）

日程第11 議案第11号 平成27年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等について（非公開事件）

8 閉会時刻 午後3時28分

○海野委員長 本日の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者（2名）がごございます。傍聴につきましては教育委員会会議規則第21条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

（傍聴人入室）

○海野委員長 それでは、会議を進めたいと思います。初めに、会議録署名委員の指名を行います。本定例会の会議録署名委員は、規定により、委員長において、平井委員、松樹委員を指名いたします。

○両委員 はい。

○海野委員長 本日の日程については既にお配りした議事日程のとおり、報告事項が1件、審議事項が10件の計11件となっておりますので、よろしく願いいたします。

○海野委員長 それでは、報告事項に入ります。初めに、**日程第1、報告第1号、海老名市いじめ防止条例の制定に関する「意見の申し出」**についてを議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 報告第1号、海老名市いじめ防止条例の制定に関する「意見の申し出」についてでございます。

報告理由は、海老名市いじめ防止条例の制定について、海老名市長より議会の上程に関わって意見の申し出がありました。しかし、私が代理として意見の申し出をしましたので、その報告をさせていただきます。詳しくは教育部長より説明いたします。

○教育部長 それでは、資料2ページをお開きいただきたいと思います。条例の制定に関する「意見の申し出」についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、市長から意見を求められましたが、急施を要したことにより、教育長が臨時に代理し、意見を申し出させていただきました。そのため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により報告をさせていただきます。

1 意見を求められた条例は、海老名市いじめ防止条例でございます。

3 ページ目をご覧いただきたいと思います。教育委員会から教育長の専決で意見として提出したものがこちらでございまして、「このことについて、下記の条例を制定するため、平成27年第1回海老名市議会定例会に原案のとおり上程することに異論ありません」ということで意見を提出させていただいたものです。

続きまして、4 ページ目は市長から求められた意見の照会文書でございます。

5 ページ以降に条例案を記載してございますが、こちらは先日の定例会においてご審議いただいた条例案と一言一句変わってございませぬので、それを踏まえて教育長が異論なしという報告をしたものでございます。

大変雑ぱくではございますが、以上でございます。

○海野委員長 ただいまの報告に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○伊藤教育長 皆さんにもう既にご審議いただいたものと同じでございますので。

○松樹委員 特にありません。

○海野委員長 他にございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ご質問等もないようですので、報告第1号を承認することにご異議ございませぬか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第1、報告第1号を承認いたします。

.....
○海野委員長 続きまして、審議事項に入ります。

日程第2、議案第2号、海老名市教育委員会会議規則の一部改正について及び日程第3、議案第3号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について及び日程第4、議案第4号、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について及び日程第5、議案第5号、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について及び日程第6、議案第6号、海老名市教育委員会公告式規則の一部改正について及び日程第7、議案第7号、海老名市教育委員会傍聴規則の一部改正について及び日程第8、議案第8号、海老名市教育委員会公印規程の一部改正についての7件は関連がございませぬので、一括して審議を行います。7件続けて説明をお願いします。

○伊藤教育長 それでは、日程第2から日程第8まで、議案第2号、海老名市教育委員会会議規則の一部改正について、議案第3号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について、議案第4号、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について、議案第5号、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について、議案第6号、海老名市教育委員会公告式規則の一部改正について、議案第7号、海老名市教育委員会傍聴規則の一部改正について、議案第8号、海老名市教育委員会公印規程の一部改正についてでございます。これら全て、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う教育委員会に係る規則、また、規程の改正の措置を講じたいためでございます。それでは、教育部長より説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料11ページをお開きいただきたいと思います。こちらが法律等の一部改正に伴う関係規則等の一部改正でございます。中ほどの《地方教育行政改革の概要》をご覧くださいと思います。改正の概要ですけれども、4本の柱を立てております。

まず一つ目として、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を置くというものでございます。

二つ目が教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化のため、教育長に委任した事務の管理・執行状況を報告する義務について規定するものでございます。

三つ目が全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置し、教育に関する「大綱」を策定するものでございます。

四つ目が総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表することに努めるというものでございまして、これを踏まえまして、その下にございます、2 改正する規則等、6 規則と1 規程を改正したいものでございます。順次改正の内容についてご説明をしてみたいと思います。

新旧対照表でご説明いたしますので、13ページをお開きください。資料の向きが変わりますが、まず一つ目が海老名市教育委員会会議規則でございます。右側が現行、左側が改正でございますが、右側の現行の第2条をご覧ください。委員長の選挙につきまして規定がございます。また、第3条に委員長職務代理者の指定がございますが、このたび「教育委員長」という言葉がなくなりまして「教育長」に一本化されることに伴いまして、この第2条、第3条を削除いたします。旧条例の第4条以下は同じように「委員長」と「職務

代理人」という用語について随時改正してまいります。次の14ページ、15ページも「委員長」を「教育長」に改正してまいります。

続きまして、16ページをお開きください。16ページの右側、第22条からは「会議録」という記載になっておりますが、左側の新しい第20条では「議事録」と修正をさせていただいております。左側の下段、第24条には先ほど法律の概要のところでも申し上げました「議事録の公表」について規定してございます。この規則の改正点は以上でございます。

続きまして、次の規則のご説明をしたいと思います。20ページをお開きください。海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則でございます、こちらに「総合教育会議」を規定してまいりたいと思っております。22ページの別表になります。この規則の別表第1で教育総務課の職務を規定しておりますが、教育総務課庶務係の職務の中に(9)としまして「総合教育会議に関すること」というものを入れていくものでございます。この規則の改正点は以上の1カ所でございます。

続きまして、次の規則に移らせていただきます。同じく新旧対照表の27ページをお開きください。海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則でございます。こちらは職の設置に関した規定があるわけですが、次の28ページの右側をご覧いただきたいと思っております。こちらの「職務代理人」の規定を削除いたします。それに伴いまして、次の第4条以下を順次1条ずつ繰り上げていくものでございます。

続きまして、次の規則でございます。32ページをお開きください。海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則でございます。右側の旧の条文ですと、第1条の中段あたりに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく委任、代理等について」と規定してございますが、法律の項番号の変化によりまして、左側の改正後には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定に基づく委任、代理等」ということで、条文の項番号を改正するものでございます。

次に、33ページをお開きください。第3条第2項ですけれども、「教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、次の委員会の会議に報告し、委員会の承認を求めなければならない」というところを、改正文では「次の委員会の会議に報告しなければならない」ということと、第4条の「重要又は異例な事項の処理」につきましては、旧則では「これを委員会の会議に付すことができる」という規定でございましたが、改正後は「次の委員会の会議にこれを報告しなければならない」という義務規定になってございます。こちらが改正点でございます。

次の規則に移らせていただきます。同じく新旧対照表の36ページをお開きください。海老名市教育委員会公告式規則でございます。こちらは第1条に同じく、法律の条番号、項番号が変わることによりまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項」という規定を「第15条第2項」の規定に改めるものでございます。また、中段第2条第2項で「委員長が署名する」となっているものを「教育長が署名する」という形で「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。こちらはこの2カ所の改正でございます。

続きまして、次の規則でございます。39ページをお開きください。こちらの規則は海老名市教育委員会傍聴規則でございます。こちらも「委員長」を「教育長」に改める改正でございます。全文にわたりまして第8条までの間で「委員長」とあるのを全て「教育長」に改める改正でございます。

最後、規程でございます。同じく新旧対照表でご説明をさせていただきます。47ページをお開きください。海老名市教育委員会公印規程の別表でございます。こちらに各公印を規定してございますが、47ページの右の方をご覧いただきたいのですが、現在「海老名市教育委員会委員長之印」と、委員長名をもって発する文書にはこの印を使っておりましたけれども、教育長名をもって発する文書として「教育長之印」に改めるものでございます。同じように、その下の段でございますが、「海老名市教育委員会委員長職務代理者之印」を「海老名市教育委員会教育長職務代理者之印」に改めるものでございます。その他「教育長」を改めてまいります。48ページの中、下段です。「学校給食センター所長之印」と「海老名市立図書館長」でございます。こちらは廃止の手続をしておりましたが、規定の改正を逃しておりましたので、今回この機会と一緒に廃止の改正をしたいものでございます。

以上、6規則1規程の7本につきまして、全て施行日は平成27年4月1日という附則を規定してございます。

○**海野委員長** ただいまの説明に対しまして、ご意見またはご質問がございましたらお願いいたします。

○**平井委員** 16ページですが、今回は議事録の公表ということが規定されてきたわけですが、今までですと会議録という形で、特にこの中には文言として載せられていません。しかし、今現在海老名市は会議録の公表をしているのですが、そのあたりの取り扱いは今までどのような流れになっていたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○**教育部長** ただいま平井委員がおっしゃったとおり、この規則の中では義務づけられていないのですけれども、やはり積極的に開かれた教育委員会というものを目指しまして、会議録を作成した後にホームページで公表してございます。実際の会議録の作成の流れにつきましては教育総務課長から概略を説明させます。

○**教育総務課長** 現状の会議録の作成の状況でございますが、おおむね2カ月から3カ月以内に、定例教育委員会終了後、速やかに公表していくという形で事務を進めております。また、この公表につきましては平成25年度より新たに実施しているところでございます。

○**平井委員** わかりました。他市も公表されていますし、他市の状況を見るのにも非常に良い機会であるかなと思いますので、今後規則の中できちんと設けられれば、さらにまた、充実したいろいろなものが公表できるのかなと思います。ありがとうございます。

○**松樹委員** 11ページの概要のところ、これから体制が変わることによって、やはり教育長へのチェック機能の強化は我々に必要になってくるかと思えます。中の改正について私はこれでよいと思うのですが、どこをどのようにチェックしていくのか。また、我々と教育長との関係と事務方との関係というのも、例えば情報をどこまで出すとか、どこまで我々がいただくとか、ここには出てこないのですが、その辺も話し合い、4月からうまくスタートが切れるような形がとれれば良いと思っています。もちろん我々もずっといるわけではありませんし、何十年かすれば皆さん、教育長も変わると思うので、時の教育長がうまくこの文章を読み取って、流れ的にうまくやってくればよいのですが、いろいろな教育長がいらっしゃると思いますので、良いも、悪いもと言ったら少し語弊がありますけれども、良好な関係の中で合議体としてしっかりと機能するような形の中で情報もいただいて、機能できるような形をとりたいなと思っております。意見のようですが、その辺だけご留意いただきたいなと思います。

以上です。その辺の1点だけお願いしたいと思えます。

○**伊藤教育長** 定例教育委員会の中で、先ほどの我々教育委員会としての事務はほとんど変わらない。そのことは当然審議いただくのですけれども、今後は、最初の報告みたいなことが会の中で正式にやるかどうかは別にしても、要するに重要な案件とか必要な案件については、まず報告をして皆さんに意見はどうだということを知るとか、またはその次に報告が必要な場合があるものについては、今までも非公式の場で皆さんの意見を聞いていたところなのですけれども、そのやりとりを確実に何かの形で枠として作った方が良いか

などは考えているところでございますので、それについてはまた、所管課と進めていきたいと思っております。やはり自分自身でもその予定ではあるのですけれども、自分で全てを決めるのは、ある意味では非常に重いことであって、それについて皆さんのご意見を聞いて、その中で教育委員会として、これまでの姿勢は私の中では変わらない。ただ、それがずっと受け継がれるような制度であるような形で海老名市教育委員会はこうであるというものは、やはり形づくらなければいけないかなと感じています。逆に皆さんのチェック機能の大切さは謳われていることですから、そういう方策で進めていきたいと思っております。とりあえずは報告というか、そういう場面をしっかりと持つことがこの中でも必要かなと思っておりますので、それについてご意見をいただくということを実に進めていきたいと考えております。

○松樹委員 ありがとうございます。

○海野委員長 よろしく申し上げます。

説明が重複するかもしれないのですけれども、28ページの第3条の「職務代理者」という項が削除された理由をもう一度教えていただければと思います。

○教育総務課長 28ページの「職務代理者」が削除された理由ということですね。

○教育部長 今までは教育委員長の職務代理者を置いていました。今回は教育長が教育委員長も兼ねますので、教育委員の中から教育委員長の職務代理者を置くことになります。ここは従前の教育長の職務代理者として教育部長がその職を行うという規定で、この次からは教育長の職務代理者は教育委員の中から選んでいただくことになります。ただし、教育委員の中の事務的な部分については、その教育委員が教育部長に行わせることができる、委任することができることになっておりますので、今までは委員長の代理は教育委員、教育長の代理は教育部長が務めるような形になっていたのが、今度は一本化になりますので、まず一義的な代理は教育委員の中に職務代理者を置いて、その中の事務的なことは職務代理者の委員から教育部長に行わせるという形になりますので、ここの条を削除したということです。

○海野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、議案第2号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第2、議案第2号を原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第3号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第3、議案第3号を原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第4号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第4、議案第4号を原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第5号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第5、議案第5号を原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第6号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第6、議案第6号を原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第7号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第7、議案第7号を原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第8号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第8、議案第8号を原案のとおり可決いたします。

○海野委員長 次に、日程第9、議案第9号、公会計制度及び学校徴収金の充実に係る報告書についてを議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 議案第9号、公会計制度及び学校徴収金の充実に係る報告書についてでございます。

学校徴収金等における公会計制度導入等の拡充策について報告書を作成いたしましたので、それについて議決をしていただきたく提案いたします。それでは、教育部長、よろしくをお願いします。

○教育部長 海老名市では平成24年度から、公会計制度を導入し、「透明性」、「安全性」、「学校での事務負担の軽減」という3つを目的に学校給食費を公会計で集めるようにいたしました。導入後2年が経過してまいりましたが、その透明性や安全性の確保などに関しましては、目的が十分達成されましたので、まず、そちらにつきましてご報告をまとめたものが1つと、収納率低下などの課題を解決するための拡充策をこの報告書の中にまとめてございます。今回公会計の導入の状況とその課題となった収納率の低下に対する対応策、拡充策について報告書をまとめましたので、報告をさせていただきたいと思っております。

別添の報告書をご覧いただきたいと思っております。内容につきましては教育総務課長から概略をご説明します。

○教育総務課長 それでは、ご説明させていただきます。7ページをお開きください。今、教育部長よりご説明がありましたとおり、今回教育委員会では、公会計を導入して2年が経過したということから、公会計の総括を行ってまいりました。その結果、導入目的である透明性、安全性、学校での事務負担の軽減に加え、保護者の負担軽減、あるいは利便性の向上、そして個人情報の保護など大きな効果が認められたところでございます。一方、課題として収納率が99.57%から98.39%に低下するという事で、収納率低下に伴う未納者と未納額の増加が挙げられました。このようなことから、具体的な課題、方策を検討し、庁内で調整するとともに一定の方向性をまとめました。

9ページをお開きください。まず、収納対策が3点ございます。一つが「児童手当からの充当制度」の導入でございます。滞納者の家庭から児童手当を給食費に充当してまいります。次に、「生活保護費の代理納付」導入でございます。生活保護費の中には学校給食

費が含まれてございますので、そちらから給食費を代理納付し、入金していただくというものでございます。10ページをお開きください。「コンビニ収納」の導入でございます。これは収納対策とともに、利便性の向上ということからコンビニ収納の導入を図ってまいりたいと考えてございます。

以上の収納対策の結果、11ページでシミュレーションをしてございますが、99.79%ということで、飛躍的に改善が予想されるところでございます。

12ページをご覧ください。併せて、滞納整理についても対策を講じてまいります。一つは、これまでは学校教育課保健給食係を中心に事務を行ってございましたけれども、教育部全体による滞納整理体制を構築した上で対応してまいりたいと思っております。13ページをご覧ください。また、今回「学校の協力を得て、督促状などによる働きかけ」の導入も行ってまいります。また、今後となりますけれども、これらの方策を講じた後にそれでも悪質なケースがあった場合には「債権管理条例」を制定し、法的な手続を含め検討してまいりたいと考えてございます。以上が公会計の給食のまとめでございます。

また、今回、公会計の導入については非常に効果があったということから、公会計の拡充についても議論をさせていただきました。それが14ページ以降でございます。

16ページをお開きください。学校ではこれまで、給食費に加えて、さまざまな学校徴収金という現金の取り扱いがございました。給食については公会計を導入したことで現金の取り扱いはなくなりましたが、他のものがあるということで、そこについて確認をとりました。その結果、課題と整理として、公費と私費の負担区分がない、学校徴収金の取扱基準やしくみがない、保護者及び教職員の負担（責任）が大きいという状況がわかりましたことから、学校徴収金の適切かつ効率的な運営及び会計事故の未然防止を図るべきであるということでまとめたところでございます。

その結果、19ページをお開きください。今後の対応でございます。まず、公費と私費の負担区分の設定をしてございます。四角の枠内に入っておりますけれども、それぞれ公費と私費の負担区分の基本的な考え方を整理いたしました。②公費・私費負担区分ということで、具体的な事例を挙げて公費と私費を整理してございます。これらの基本的な考え方、区分に応じて、学校では現金を取り扱っていくということでございます。

さらに、20ページをお開きください。これらを踏まえた上で、学校では教材費等々のさまざまな徴収金がございますけれども、統一した決まりをつくって各学校で運用していきましょうということで、学校徴収金事務取扱要綱の策定と運用でございます。右の21ペ

一頁以降に案がございますけれども、現在、この案で校長会等にも話をしてございまして、ただ、いきなり本格実施というのは難しいので、27年度は試験的に運用した上で、修正等を行い、平成28年4月から本格実施に移してまいりたいと考えてございます。

飛びまして、37ページをお開きください。また給食費に戻ります。給食費については公会計を導入しておりますが、滞納の取り扱いについての課題が残ることを今回整理することができました。その中で近隣市の状況を確認した上で、平成27年度中に学校給食費の「特別会計」または「基金」導入の方向性を示していきたいと考えてございます。最後に39ページをお開きください。食の創造館運営における公会計制度導入に伴うメリットの拡充をしていこうということでございます。40ページから43ページまでになりますが、4点でございます。まず1点目が保護者負担及び事務の軽減ということで、平成27年度から、児童・生徒一人当たり、一律年間10日間分の給食費を公費負担することで、事務の煩雑化を防ぎたいということでございます。2点目として、41ページに一覧がございますけれども、地産地消の積極的導入ということで、現在も海老名市産のかなりの数の地産地消がなされていますが、今後は、例えば県産の地元食材等々を積極的に導入してまいりたいと考えてございます。42ページでは献立の充実です。公会計ということで、歳出については確定をしておりますので、公会計のメリットを最大限生かし、献立の充実を図ってまいりたいと考えてございます。最後に、43ページは防災機能の強化、食の創造館の調理機能などを生かして、災害時に炊き出しなどが行えるように、平成27年度より、防災機能強化のため、食材を一定量保管するという方向性をまとめてございます。

以上、雑ぱくでございますが、大きく公会計のまとめと学校徴収金整備に向けてということでのまとめでございます。

○**海野委員長** ただいまの説明に対しまして、ご意見またはご質問がございましたらお願いいたします。

○**岡部委員** 基本的なことでは恐縮なのですが、教育費や、教材費、給食費など、教育を受けるためにいろいろあるわけですが、一方で「義務教育は、これを無償とする」というのが大きくありますよね。しかし、無償という考え方と、あるいはこの部分は無償ではないという、何か分ける指標みたいなものが頭の中で整理されていないと理解しづらくなってきてしまうので教えてほしいなと思います。

○**伊藤教育長** 義務教育の無償というのは、例えばその設備とか施設に係るものは法律で地方公共団体、要するに市町村が設置するとか、職員の給与に係るものは国、県で2分の

1 ずつという決まりが確実にあります。そういう中では、学校を運営する部分については市町村、国、県がやりますので、それは無償です。あとは、確実にそのものとして無償で法律が出ているのは教科書の無償化というのが出ております。それ以外のものについては、現在では、そこに通う子どもたちの使うもの等は自分たちで購入するということになっています。だから、そういう意味では、完全に無償というより、お金がかからないということ。ただ、市民にとっては、授業料や設備費等にお金がかからないから、それは無償である。そこで自分たちが使うもの、まして個人で使うものについては全て負担する。

海老名市としては、教材費のある一部については、以前は、私や平井委員が現場にいたときは消耗品費というのを子どもたちから集めていたのです。月100円ぐらいの値段で集めていまして、それを学期分集めて、それで紙とか、ファイルとかを買っていたのです。それは保護者が出していました。それについては海老名市として特活。今は特活という名前なのですが、教材というか、消耗品費については市が全額負担をしているところがあります。ただ、それ以外のものは、現在では海老名市では、もちろんドリルを買っても、テストを買っても、また、鉛筆ももちろんそうですけれども、名札を買っても、全て保護者に負担していただいているという考え方です。1個1個そのものは、公費で賄うものは全て法律で定められているところです。給食費についても、例えば学校給食に係る部分の市町村が運営する部分とか、また、設備とか、その部分はお金を支払うという規定になっています。そうすると、保護者はそれを除く食材費に相当するものを支払うという読み替えで、今は給食費をいただいているということです。それは学校給食法に規定されています。

○岡部委員 これは一つ一つ規定されているのですか。

○伊藤教育長 はい。そのような規定がございます。規定に入っていないものについては保護者に負担していただいているというのが現状でございます。ただ、先ほどの教材費の消耗品費みたいに市が独自でやっているものも出てくるということです。例えば今ですと、昨年度から野外活動に係る費用については市で負担するということですから、本来なら野外活動も子どもたちが遠足に行くような感じで払うのですけれども、それについては、有益であるから子どもたち全員分を市が負担しますよということなので、そういう独自の方策の負担軽減については、今後も市が検討することは可能だと思っております。

○岡部委員 海老名市のオリジナルということですか。

○伊藤教育長 そういうことですね。

○松樹委員 15ページの各学年の教材費を見てみると、小学校2年生5,480円から9,826円まで学校によって結構ばらつきがあるのですね。例えばうちはドリルを買うけれども、うちは手づくりのテストをやるとか、多分そういうことだと思うのですが、先生の中で、年間の受け持ちの中でいくらぐらいかかるという見積もりみたいな形はとってられるのかなというのが1点気になるのですが。

○伊藤教育長 基本的な考え方として、教育課程に係るものは学校にお任せしてありますので、そこでどの教材を使うかは子どもたちの実態に即して教員が決めるということになっています。正直申しまして現状では、年間でこれぐらいかかるというのは、何の定めもございません。ですので、例えば修学旅行費でも、ある学校は遠くに行ったからこれだけ費用がかかるというのは、その場所が教育課程の中で子どもたちに有用であるという判断の中でやっています。ただし、それについては保護者に説明会を開くなりして、保護者の了解を得てやっていますので、このようなものを買いますので、これだけのお金を徴収したいというお願いの文書があって、それに対して同意しない人は払わない。そういうことではないですけれども、そういう話をしています。ただ、現状、今までは、ある程度保護者のご理解があったのですけれども、もう少し説明責任を果たせるようなものを教員たちもこれからは考えなければいけない。だから、何でも買っていいとかではなくて、子どもたちに有用だけれども、これで代用できるかもしれないからこうするという、もう少ししっかりした説明責任を果たして、それでご理解を得て徴収するという方向に今後はしていく必要性は私も感じております。

○松樹委員 今、教育長がおっしゃったのと私も同感なのですが、もちろん安ければ安いほど、義務教育はただでできるのがもちろん当たり前の話だと思います。例えば4月の段階では無理なのかもしれないですが、私の子どもたちを見ている中では、1年間で、大体これぐらいの金額で毎年これぐらいになりますと示すことは、保護者も安心ではないかなという気がします。ぱっと来た時に、これだけかかりますのでお願いしますというのは、親はあまりノーとは言えないし、ほかの子どもたちが持っているのに、うちは持てないとはいえない。でも、生活が苦しいご家庭の方もいらっしゃると思いますので、大体1年間で、これぐらいで考えていますと先生たちが示してあげられるのが一番いいのではないかなと思います。

もう1点、公会計にした時にお金を1回こちらに入れるわけですね。そうした時に、例えば業者等への支払いは多分今までは学校で現金か何かでお渡しをされていて、スムーズだ

ったと思うのですが、公会計になると、1回こちらに集金してから支出するという形になるので、そのタイムラグといいますか、その辺は特に問題はないのですか。

○伊藤教育長 教材費が全部そうなるとは限らないので、次年度は今、議会で審議いただいているところで、小学校1年生、中学校1年生の教材費となった場合には、学校は今までどおり子どもたちの実態に合わせてこれだけのものを買う、これだけのものを注文した。それはもう注文していただいて、今まではお金を集めた先生方が全部割り振って支払っていたのが、その代金は教育委員会に直に届き、教育委員会がお金のやりとりをするという形になります。ただ、どれだけのものを買ったかというのは、保護者にもきちんとお話しして、それは先ほどの説明責任と同じですので、こういう教材でこのように成果を上げたいとか、このような授業をしていきたいという説明は必要だと思っています。ですので、教職員の側からすると、今までのことを考えたら全然手間がないというか、お金を集めて、それを全部結構細かい金額で来たら全部割り振って、あまり大きいと一時は銀行に預けるということなどをして、その都度教材業者に支払いますので、それを教育委員会が行う。簡単に言えばそういう形でございます。

○松樹委員 わかりました。ありがとうございます。

○平井委員 給食会計についても、委員会と学校関係との話し合いがスムーズに進められて、私も現場にいましたから、どれだけ徴収が大変なのかというのはよくわかります。そういう中では前進をしてくれているかなと思いますので、現場の声を聞いてくださっているというところは大きいかなと思いますので、そのあたりは今後まだ課題等も残っているようですから、連携をとりながら進めていただけたらいいかなと思います。

教材費も出されているように、学校で精査していないわけではないのですが、この機会にもう一度自分たちでできるものを、教材の中でもできるものはたくさんあります。ややもすると手づくりのものが敬遠されるというか、そこに力を入れられない現状にもなっていますが、そういう部分からももう1度見直しをして、新たにここで教材についても学校側が検討していくいい機会になっていくのではないかなと思いますので、このあたりも進めていただけたらなと思います。

1点お尋ねしたいのは24ページです。要綱の中で「選定委員会は」とありますが、その中に(3)で「業者の選定経過について、議事録を作成すること」とありますが、この議事録というのがどういう意味合いを持つものなのか、ここに入れてある理由等をお尋ねしたいと思います。

○**教育総務課長** 先ほど教育長からお話がありましたけれども、こちらも説明責任あるいは選定経過の透明性を高めるということで、例えば今後開示などを求められた時にもきちんと理由が述べられるような形で整理をするということでございます。

○**平井委員** では、これは学校保管という形で、そういう説明責任等を問われたときに、きちんと提示ができるような状況にしておくということですね。

○**教育総務課長** はい。

○**平井委員** わかりました。

○**伊藤教育長** このことについては案という形で、現場の方でこれをどう扱うか。よくこれから話し合い、これまでも話し合いを進めたけれども、今後も1年にわたって精査したいと思っています。だから、平井委員からあったように、選定委員会とは、具体的に言うと学年会みたいな、例えば1年生の先生方は1年生で使うドリルか何かを担当の先生やそれにかかわる級外の先生が入って、学年の先生でいくつもあるものをずっと並べて、1枚1枚見て、この本は子どもたちに使いやすいと決めています。だから、そのときの理由になるものは、議事録でなくても、きちんと学校でこうあったのだけれども、この理由からこれを使いましたよということがきちんと何かで残るような形の方が良いと思います。そういう意味で、皆さんで協議しながら1個1個決めるのです。その理由がわかるような形は、やはり示す必要があるかなとは思っています。だから、そういう意味でいくと、学校の方でまた、これについて意見が出てくると思っていますので、それをうまく説明責任を果たせるような、または、このように選んだという理由をきちんと示せるようなものを用意していきたいと思いますが、これ自体はもう少し精査したいと考えています。

○**平井委員** わかりました。

○**岡部委員** 生活保護家庭の給食費についても、福祉サイドと話し合いを進めて、概ねスタートできるということですよ。生活保護のお金、義務教育の教育扶助の中に給食費以外も基準額みたいなものがあって、あと教材費というのはなかったですか。そういうものがもしあるとしたら、代理納付が可能なかどうか。先ほどの15ページを見ると、学年によってばらつきがあるとすると、生活保護の基準、教育扶助の中に教材費があるとしたら話ですけれども、こんなにばらばらで、個人別には支給されていないのではないかと思います。その辺、現段階でわかったら教えていただきたいと思っています。

○**教育総務課長** 実際に代理納付が可能かどうかということでございますけれども、今、市の条例の中で代理納付が可能なものは、給食費と保育料の2点でございます。ですの

で、今回はそのうちの一つである給食費を採用させていただきました。学校徴収金についても法律上どうかというのは今確認がとれないのですけれども、条例上では給食費のみでございます。

○伊藤教育長 教材費につきましては、毎年各学校に1年間にかかる、要するに生活保護に該当する児童生徒の学校を調査します。だから、1年生何人でいくらという金額を、全て教材費も含めて調査して、それを学校が福祉総務課に報告しまして、それを福祉の方は勘案して教材費充当分という形で積算するというようには聞いておりますので、毎年毎年学校に調査が入ります。

○平井委員 私も学校にいたのですが、調査が入ります。その対象になっている子どもに、学期ごとか年間か、はっきりしないのですが、それを全部一覧にして出します。それによって支給されていたので、それが全て補充されていたかということ、そこまでは定かではありませんけれども、学校としては一応そういう手続をとって、子どもたちにきちんとした教材の支給ができるような手だてはとっていました。

○岡部委員 ありがとうございます。わかりました。収納対策というか、大切なことだし、払えるのに払わないというのはやはり良くないと思うのです。けれども、一方では本当に困窮しているという場合もありますので、両方を見ながら、丁寧に行ってほしいなと思います。

○海野委員長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第9号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第9、議案第9号を原案のとおり可決いたします。

.....

○海野委員長 次に、日程第10、議案第10号、県費負担教職員の人事異動についてを議題といたしますが、本件並びに次の日程第11、議案第11号、平成27年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等については人事案件でございますので、会議を非公開にいたしたいと思えます。

それでは、会議の非公開についての採決を行います。2件の審議事項についての会議を

非公開とすることにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議がございませんので、2件の会議は非公開といたします。つきましては、議案第10号の関係職員、萩原教育部長、金指教育総務課長、飛矢崎学校教育課長以外の職員及び傍聴人は退室をお願いします。

(傍聴人及び関係職員以外退室)

(非公開事件開始 午後2時54分)

.....
(非公開事件終了 午後3時28分)

○海野委員長 皆さまにお知らせします。ただいまの日程第10、議案第10号及び日程第11、議案第11号は、原案のとおり可決しました。

○海野委員長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会3月定例会を閉会いたします。